

# 成年後見制度ガイドブック



社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

**権利擁護センター ほんとサポートねりま**

# 図で見える目次

## 「成年後見制度」とは…

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力\*1が十分でない方(以下「本人」)のために、本人の権利を守る補助人・保佐人・成年後見人(以下「成年後見人等」)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

平成12年に「ノーマライゼーション\*2」、「自後見制度」には、自分で十分な判断ができない方

\*1 判断能力：売買や贈与などをする際に、その行為が自分にとって不利益はないか、適正なのかなどを考えるのに必要な能力のこと

\*2 ノーマライゼーション：心身に障害のある人もない人も、子どもから高齢者まで、すべての人々が同じ地域の一員として生活できる社会づくりを目指す考え

事を判断する能力\*1が十分でない方(以下「本人」)のために、本人の権利を守る補助人・保佐人・成年後見人(以下「成年後見人等」)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

己決定権の尊重」という新しい理念と「本人の保護」を調和した制度として、現在の成年後見制度が生まれました。成年のための「法定後見制度」と、将来の判断能力が低下した場合に備えておく「任意後見制度(契約)」の二種類があります。

て不利益はないか、適正なのかなどを考えるのに必要な能力のこと

もから高齢者まで、すべての人々が同じ地域の一員として生活できる社会づくりを目指す考え

判断能力あり

判断能力が不十分

判断能力が特に不十分

判断能力がない



**法定後見制度** 【3~8ページ参照】

補助

保佐

後見

**任意後見制度**

【→9~10ページ参照】

本人が契約

任意後見受任者との公正証書による契約

任意後見監督人選任の申立て

任意後見人による支援、任意後見監督人による監督

**任意代理契約** 【10ページ参照】

本人が契約

任意代理人との公正証書などによる契約

このような場合、任意代理契約の利用が考えられます。

- 今は自分で判断することができる。ただ、病気がちで、自分一人で外出して手続きしたり、財産を管理することは難しい。代理人をたてて任せたいと思っている。



このような場合、**法定後見制度**の利用が考えられます。

- 父の認知症が進み、一人では金融機関の払戻しや手続きを行うことが難しくなってきた。
- 一人暮らしの母が、訪問販売で要らないものを購入してしまう。母に聞いても「覚えていない」と言う。
- 今まで私が障害のある息子の世話をやってきた。しかし、私も高齢なので、いつまでも続けられる自信がない。 など

このような場合、**任意後見制度**の利用が考えられます。

- 「認知症になったら、誰が自分の面倒を看てくれるのだろう…」という不安を持っている。
- 頼ることのできる親族がいない。もしくは、親族はいるが、自分の希望を尊重してくれるのか、自分のために財産を活用してくれるのか不安。
- 介護や財産管理を専門家をお願いすることで、家族に負担をかけずに老後を過ごしたい。 など

～死後に自分の思いを実現するために～

死後の事務の委任契約【10ページ参照】

遺言書の作成【11~12ページ参照】



# 法定後見制度の三種類

	補助	保佐	後見
対象となる方 (本人)	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力がない方
支援者 (成年後見人等)	補助人	保佐人	成年後見人
(後見等監督人)	(補助監督人)	(保佐監督人)	(成年後見監督人)
監督	家庭裁判所		
申立てができる方	本人・配偶者・四親等内の親族、市区町村長、検察官など		
申立てに対する本人の同意	必要	不要	不要
医師の鑑定	原則として不要	原則として必要	原則として必要
成年後見人等の権限	必ず与えられる権限 <b>本人の同意は不要</b>	・「重要な法律行為※1」に関する同意権・取消権	・すべての法律行為に関する代理権 ・すべての行為に関する取消権 (日常生活に関する行為を除く)
	申立てにより与えられる権限 <b>本人の同意が必要</b>	・申立時に指定する「特定の法律行為※2」に関する代理権 ・申立時に指定する「重要な法律行為※1」の一部に関する同意権・取消権	・申立時に指定する「特定の法律行為※2」に関する代理権 ・申立時に指定する「重要な法律行為※1」以外の行為に関する同意権・取消権

※1重要な法律行為…民法13条1項に定められた行為

- ①預貯金の払戻し、金銭の貸付け ②金銭を借りること、保証人になること ③不動産など重要財産の処分
- ④訴訟行為 ⑤贈与、和解、仲裁合意 ⑥相続の承認放棄、遺産分割 ⑦贈与遺贈の放棄、不利な贈与遺贈を受けること ⑧新築、改築、増築、大修繕 ⑨特定期間を超える賃貸借契約

※2特定の法律行為

預貯金の払戻し、不動産の売却、福祉サービスの契約など。その内容は、民法13条1項に挙げられている行為に限定されません。

## 法定後見人の権限…代理権・同意権・取消権

代理権	本人に代わって (本人を代理して) 本人のために特定の法律行為を行う権限
同意権	本人が重要な法律行為をおこなう際に、その内容が本人にとって不利益ではないか検討し、問題がない場合に了承 (同意) する権限
取消権	同意していない本人の行為を取り消す権限

# 申立てすることができる人 (申立権者)

## 法定後見の申立権者

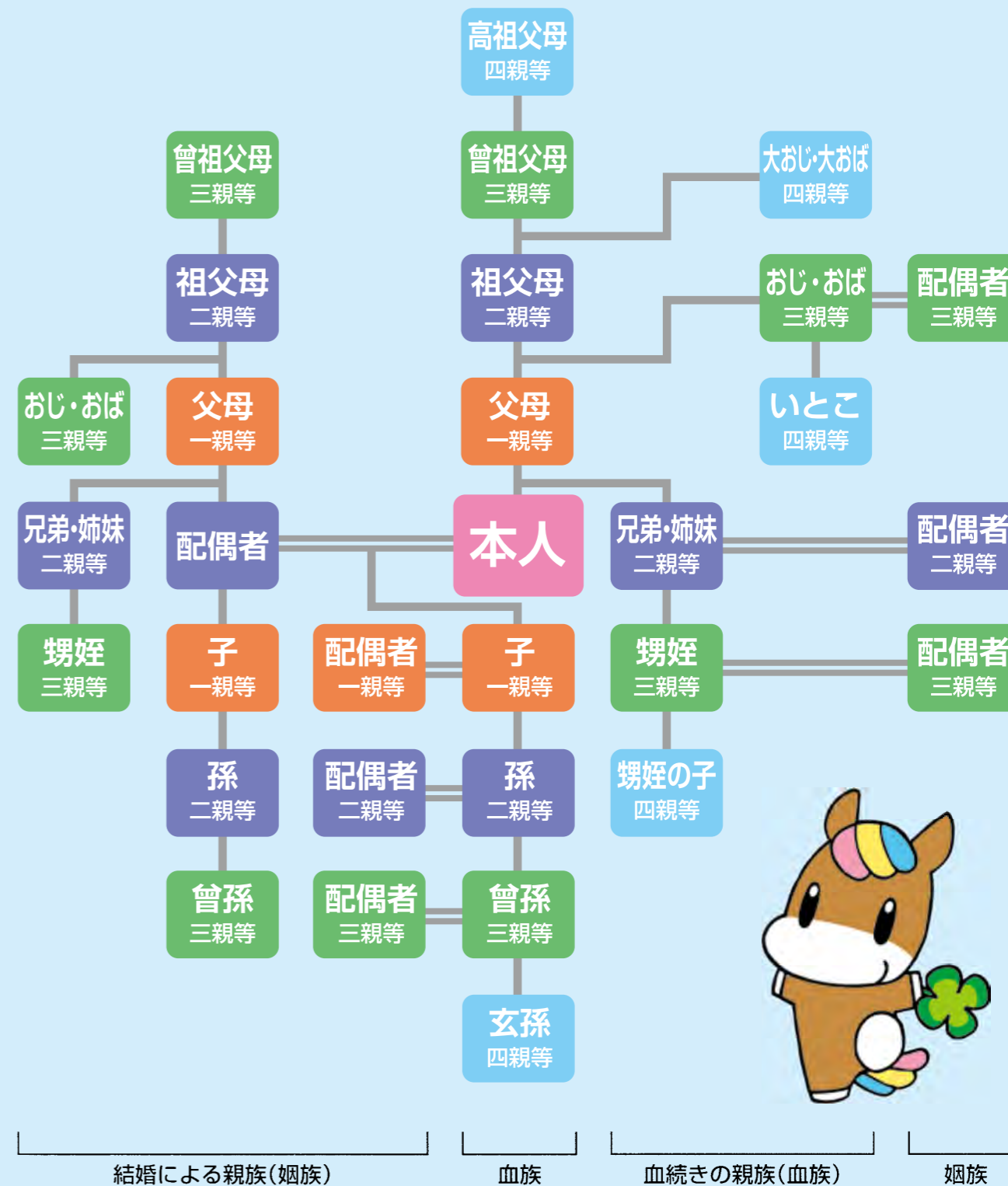
本人、配偶者、四親等内の親族 (下図)、成年後見人等、任意後見受任者、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官 など

## 任意後見監督人選任の申立権者

本人、配偶者、四親等内の親族 (下図)、任意後見受任者

## 四親等内の親族

\*親族：六親等内の血族、配偶者、三親等内の姻族 (民法725条)



# 法定後見制度の流れ

## ① 準備

### 申立ての準備

- ① 申立人と成年後見人等候補者の検討をする  
【13・14ページ参照】
- ② 申立書類一式を入手する。  
（→★1、★2）
- ③ 医師に診断書（成年後見用）を書いてもらう。
- ④ 申立書類に添付する文書類を揃える。（→★3）
- ⑤ 申立書類に記入し、作成する。（→★2）

※申立書類一式は、申立日の3日前までに届くよう、家庭裁判所に郵送する。  
⑤ 申立ての取下げには家庭裁判所の許可が必要となる。

## ② 申立て

### 申立人が、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ申立て

- 練馬区にお住まいの場合は、霞が関の東京家庭裁判所本庁。以下は、東京家庭裁判所の場合の申立ての流れ。
- ① 申立てのための来庁日時を事前に電話予約する。【14ページ参照】
  - ② 申立て当日、申立人は成年後見人等候補者と一緒に裁判所へ行く。（本人が同行できる場合は、本人同行）
  - ③ 申立て当日、即日面接を受ける。家庭裁判所の職員が提出書類を確認し、本人の状況や環境、成年後見人等候補者の適格性などを調査する。2時間程度。  
※申立時の費用（→★4）

## ③ 審判手続

### 調査・審問

- 調査官が、本人と面接し、本人の意思の確認をとり、生活状況などを調査することがある。
- 家庭裁判所の判断により、親族に成年後見人等候補者についての意見を照会する場合がある。

### 鑑定

- 原則「保佐」「後見」の場合、本人の判断能力や障害の程度を判断するために、医師による鑑定を行う場合がある。  
※鑑定を行うことになった場合、家庭裁判所が指示する期限内に鑑定費用を納める。

## ④ 審判

### 後見等の開始・成年後見人等の選任・登記

- 家庭裁判所は、後見等の開始の審判をすると同時に、最も適任と思われる方を成年後見人等に選任する。  
※家庭裁判所は、後見制度支援信託の利用を検討すべきと判断した場合、専門職を後見人に選任する。
- 審判書受領から2週間（不服申立て期間）を経過すると、審判が確定し、法務局に登録される。
- ⑥ 誰を成年後見人等に選任するかという点については、不服申立てをすることができない。

## ⑤ 法定後見開始

### 法定後見開始

- 成年後見人等は、本人の生活に配慮しながら、財産管理や身上監護について、法律行為を行う。
- 成年後見人等は、家庭裁判所などの監督を受ける。

家庭裁判所などによる監督

## ⑥ 終了

### 法定後見終了の登記をする

#### 本人死亡の場合

- ・ 家庭裁判所への死亡の連絡
- ・ 管理している財産の計算
- ・ 相続人への財産の引継 など



## 〈★1〉申立書類一式の入手方法

- (1) 「東京家庭裁判所後見センター」へ行き、一式を入手する。
- (2) 「東京家庭裁判所後見センター」に郵送送付を請求する。
  - ① A4サイズの書類が入る封筒（角型2号）に切手を貼り、送付先（自分）の住所・氏名を記載する。
  - ② 「申立書（成年後見等申立て）一式送付希望」と書いたメモを同封する。
  - ③ ①②を同封した封書を「家庭裁判所後見センター」宛に送付する。  
※東京家庭裁判所後見センターの住所などは【14ページ参照】
- (3) 東京家庭裁判所ホームページ「東京家庭裁判所後見サイト」から入手する。  
東京家庭裁判所（<http://www.courts.go.jp/tokyo-f>）

## 〈★2〉申立書類一式の内容

- (1) 成年後見申立ての手引 (2) 申立書 ※代理行為、同意行為について（保佐・補助の場合） (3) 申立事情説明書 (4) 後見人等候補者事情説明書 (5) 本人の財産目録及びその資料（本人名義の不動産登記簿謄本、預金通帳の写しなど） (6) 本人の収支状況報告書及びその資料（入院費などの領収書の写しなど） (7) 親族関係図、親族の同意書 (8) 本人情報シート (9) 診断書（成年後見用） (10) 登記されていないことの証明申請書（後見登記等ファイル用）

## 〈★3〉申立書類に添付する文書類

- (1) 本人に関する書類
  - 戸籍謄本（本籍地の市区町村役場戸籍担当係で発行、郵送請求可）
  - 住民票（世帯全部、省略のないもの。お住まいの市区町村役場担当係で発行）又は戸籍の附票
  - 後見登記されていないことの証明書（東京法務局で発行）【14ページ参照】  
※申請書は、東京家庭裁判所後見センター、法務局の窓口やホームページで入手可
  - 愛の手帳をお持ちの方は愛の手帳の写し（総合判定の記載のあるページの写しも添付）
  - 精神保健福祉手帳をお持ちの方は精神保健福祉手帳の写し
- (2) 成年後見人等候補者についての書類
  - 住民票（世帯全部、省略のないもの）又は戸籍の附票

## 〈★4〉申立時の費用

- 収入印紙代、郵便切手代として、約8,000円
- ※申立ての種類によって金額が異なりますので、詳細につきましては申立書類一式の中の成年後見申立ての手引をご覧ください。
- ※鑑定を行う場合、別途費用がかかります。

# 成年後見人等の仕事

## 成年後見人等には、どのような人が選ばれるのですか？

家庭裁判所が、もっとも適任と思われる方を選任します。本人に対して必要な支援の内容などによっては、申立ての際に挙げられた候補者以外の方（弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職、法律や福祉に関わる法人など）を選任することもあります。

## 成年後見人等の役割は何ですか？

成年後見人等の役割は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって本人を保護し、その人らしく安心して暮らせるよう支援することです。

成年後見人等は、本人の利益のために、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。  
※任意後見人も、与えられた権限の範囲内で同様の義務を負っています。

## 成年後見人等は、具体的には次のようなことを行います。

### 財産管理に関すること

財産管理とは、本人の資産や負債、収入および支出の内容を把握し、本人のために必要かつ適正な支出を計画的に行いつつ、資産を維持していくことです。

たとえば…

- ・不動産などの財産の管理、保存、処分など
- ・金融機関との取引
- ・収入（年金、給与、預貯金、生命保険など）、支出（公共料金、保険料、税金、生活や療養のために必要な費用の支払いなど）の管理
- ・権利書や通帳など証書類の保管
- ・遺産相続、各種行政手続き

**ご注意！**

## 下記の行為は、認められていません

- ・投機的な運用、本人のためではなく成年後見人等自らのために本人の財産を使用すること、親族などに贈与・貸付けをすること、など
- ・成年後見人等が、家庭裁判所の許可なしに、本人の財産から報酬\*を受けること

\*報酬：成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合、報酬付与の申立てが必要です。報酬は、成年後見人等として働いた期間、被後見人の財産の額や内容、成年後見人等の行った業務内容などを考慮して家庭裁判所が決定します。

たとえ本人と成年後見人等が親族関係にある場合でも、あくまでも「個人の財産を預かって管理している」という意識を持って、成年後見人等の仕事に取り組むことが大切です。

### 身上保護に関すること

身上保護とは、介護契約や施設入所契約など、本人が安心して生活できるよう環境を整えることです。

たとえば…

- ・日常生活の見守り
- ・マンションなど本人の住居の確保に関する契約の締結
- ・入退院の手続き、医療費の支払い
- ・施設入退所契約
- ・福祉サービスの手配・契約・履行状況の確認

※福祉サービスが適切に利用できているか、契約やケアプラン通りに履行されているか、提供されている福祉サービスが本人の身体や生活状況に合っているかなどを確認します。



## 成年後見人等の業務ではないこと

- ①毎日の買い物、食事の支度や部屋の片づけ、身体介護などの事実行為
- ②マンションなど賃貸契約の保証人
- ③入院や入所時の身元保証人、身元引受人
- ④病気やけがなどの治療や手術についての同意
- ⑤本人自身に帰属させなければ意味のない行為（養子縁組・認知・結婚・離婚などの身分行為、遺言、臓器提供、延命治療など）
- ⑥死後の手続き（葬祭、埋葬、家財の整理など）、相続手続き

### 家庭裁判所・後見等監督人への報告

家庭裁判所に対して、成年後見人等として行った事務を定期的に報告し、助言や指導を受けます（後見等監督）。

家庭裁判所は、弁護士や司法書士などの専門家を後見等監督人に選任して、監督事務を行わせる場合があります。その場合の報告書などの提出先は後見等監督人になります。

※家庭裁判所の許可が必要なこと

- ・本人が居住する不動産の売却、抵当権の設定、賃貸、解体
- ・本人が居住する家屋の賃貸借契約の解除 など

## 成年後見人等としてのはじめての仕事

- ①財産目録を作る  
本人の財産の状況などを明らかにして、成年後見人等就任後1カ月以内に、家庭裁判所に財産目録を提出します。
- ②今後の予定を立てる  
本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や必要な支援を考えて、財産管理や身上監護、介護・入院の契約等について、今後の計画と収支予定を立てます。

# 任意後見制度の流れ

第一段階＝「誰に」「何を」をお願いするか自分で決める→任意後見契約締結

第二段階＝判断能力の低下→任意後見監督人が選任され、任意後見契約が発効

## ① 準備

### 「誰に」「何を」をお願いするか、自分で決める

- ①任意後見人となる人(任意後見受任者)を決める。  
【13 ページ参照】
- ②本人と任意後見受任者で、下記について話し合う。  
・将来、どのような支援を希望したいか  
(任意後見契約の代理権の設定 (→★1))  
※同意権・取消権なし  
・任意後見人に支払う報酬 など
- ③契約に必要な文書類を用意する。(→★2)

## ② 任意後見契約締結・登記

### 任意後見契約を結ぶ

- ①本人と任意後見受任者が一緒に公証役場へ行く日を決め、電話予約をする。【14 ページ参照】
- ②公証役場で契約内容の具体的な相談をし、公正証書による任意後見契約を結ぶ。  
※公正証書の作成には費用がかかる。(→★3)
- ③公正証書の内容は、公証人を通じて法務局に登録される。

## 判断能力の低下

## ③ 任意後見監督人の選任申立て

### 申立人が、本人の住所地の家庭裁判所へ申立てる

- ①申立人を決める。  
【4 ページ参照】
- ②申立書類一式を入手する。(→★4)
- ③申立てに必要な文書類を揃える。(→★5)
- ④本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人を選ぶよう申立てる。  
※申立て時の費用 (→★6)

## ④ 審判

### 任意後見監督人の選任・登記

- ・家庭裁判所が調査、審問などを行い、任意後見監督人を選任する。
- ・審判書受領から2週間(不服申立て期間)を経過すると、審判が確定し、法務局に登録される。

## ⑤ 任意後見開始

### 任意後見監督人による監督

### 任意後見開始

- ①任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始される。
- ②任意後見人は、任意後見監督人の監督を受ける。

任意後見人・任意後見監督人の報酬 (→★7)

## ⑥ 終了

### 任意後見契約終了の登記をする

#### 契約が終了する場合

- ・解除(正当な事由と家庭裁判所の許可が必要)
- ・解任(不正な行為などが判明した場合)
- ・死亡、破産(本人や任意後見人)など
- ・法定後見の開始

任意後見制度

任意後見制度

### ★1 任意後見契約の代理権の内容

- 「財産管理」と「身上監護」【7～8 ページ参照】
- ・不動産などの財産の管理、保存、処分
  - ・収入、支出の管理 ・金融機関との取引
  - ・施設入退所契約
  - ・入退院の手続き、医療費の支払い など
- ※代理権の内容は、本人の生活状況や社会的地位、財産状況、契約締結の動機・目的などによって、異なったものになります。

### ★2 契約に必要な文書類

- (1) 本人に関する書類  
□戸籍謄本 □住民票 □実印  
□印鑑登録証明書 □その他  
※診断書や財産目録が必要な場合もあるので、公証役場でご確認ください。
- (2) 任意後見受任者に関する書類  
□住民票 □印鑑登録証明書 □実印

### ★3 公正証書作成にかかる費用

- 公正証書作成の基本手数料 11,000 円
- 登記嘱託料 1,400 円
- 証書代 250 円/枚
- 収入印紙代、郵便切手代として約 3,500 円
- (出張作成の場合) 日当・交通費

### ★4 申立書類の入手方法

- 【5 ページ ★1 参照】  
申立書類は「任意後見監督人選任申立て」で請求する。

### ★5 任意後見監督人選任に必要な文書類

- (1) 任意後見監督人選任申立書類一式
- (2) 本人に関する書類  
□戸籍謄本 □住民票 □後見登記事項証明書  
□後見登記されていないことの証明書  
□任意後見契約公正証書の写し  
□診断書(成年後見用)

### ★6 任意後見監督人の選任申立時の費用

- 収入印紙代、郵便切手代として約 5,500 円

### ★7 任意後見開始後にかかる費用

- (1) 任意後見人の報酬  
(本人と任意後見人が任意後見契約で決めた金額)
- (2) 任意後見監督人の報酬(家庭裁判所が決めた金額)
- (3) 任意後見人、任意後見監督人の事務費



### ～任意後見が開始されるまで～

任意後見契約の公正証書を作成しても、その事実を本人と任意後見受任者しか知らない場合は、いつ本人の判断能力が低下したのか、確認することが難しい場合もあります。このような場合には、任意代理契約を結び、任意後見契約を有効にする(監督人選任)までの間、任意後見受任者に、例えば財産管理をしてもらったり、月に1回、電話や来宅してもらったりすることができます。任意代理契約は、任意後見契約と同じ公正証書の中で結んでおくことができます。任意代理契約時に必要な書類や費用については公証役場にご確認ください。

### ～死後に自分の思いを実現するために～

任意後見契約は、本人の死亡により終了します。自分の思いを残すために以下の手続きを済ませておくことで安心です。  
・遺言書の作成【11、12 ページ参照】  
・死後の事務の委任契約：葬儀や納骨、埋葬、永代供養の手配・支払いなどについて、任意後見契約を結ぶときに特約事項として、任意後見人に依頼しておくことができます。

# 遺言書とは

遺言は本人の独立した意思に基づいて作成し、本人の死後、残された人に正しく伝えて、その遺志を実現してもらうためのものです。

遺言には、主に次の3つの種類があります。

## 自筆証書遺言・秘密証書遺言・公正証書遺言の比較

	自筆証書遺言	秘密証書遺言	公正証書遺言
作成場所	自由	自由	公証役場 (公証役場以外でも可)
自筆の必要性	必要	不要	不要
証人・立会人	不要	2人以上の証人と公証人	2人以上の証人と公証人
費用	かからない	公証役場手数料 (証人依頼代)	公証役場手数料 (証人依頼代)
署名・押印	必要・必要(認印可)	必要・必要(認印可)	原則必要・必要(実印)
封印	不要	必要	不要
存在の秘密性	秘密にできる	遺言したことは 知られるが遺言内容は 秘密にできる	遺言したこと、 遺言内容は 秘密にできない
保管方法	自宅等	自宅等	公証役場(原本)
紛失の危険性	あり	あり	なし
隠匿の危険性	あり	あり	なし
改ざんされる危険性	あり	なし	なし
方式不備で無効になる恐れ	あり	あり	なし
死亡後の家庭裁判所の検認*	必要	必要	不要

\*検認：家庭裁判所が遺言書の存在と内容を確認することです。家庭裁判所に「検認手続きの申立」を行い、遺言書を提出します。後日、相続人等の立会いのもと、家庭裁判所で遺言書が開封され、検認済みの証明書が交付されます。この証明書と遺言書が、相続手続きを行う書類になります。

### 法律上の遺言は、

- ① 財産の処分に関するもの
- ② 婚外子の認知
- ③ 相続人の廃除あるいはその取り消し
- ④ 未成年者の後見人の指定

など、法律に定められた事項についての意思表示でなくてはなりません。

遺言書の中に遺言を実行する人(遺言執行者)を決めておくことができます。相続発生以後の相続財産に対する管理・処分権は遺言執行者が持ちますので、遺言内容を忠実、公平に実現できます。遺言執行者は、未成年者や破産者以外であれば誰でもなることができます。

# 公正証書遺言

公正証書遺言は、本人の意思を公証人が公正証書に記載し、原本は、公証役場で責任をもって半永久的に保管されますので、遺言書が紛失したり、隠されたり、改ざんされたりする恐れがありません。安全で確実な遺言の方式です。

## 公正証書遺言作成の流れ

公正証書遺言は、下記のような段階を経て作成します。

### 1. 事前準備

- (1) 法定相続人を調べる。
- (2) 財産の内容を確認する。
- (3) 財産の分け方を決める。
- (4) 証人\*2人を決める。

\*未成年者や推定相続人、受遺者およびその配偶者・直系血族は証人になれません。適当な証人がいない(証人が見つからない)場合は、公証役場で紹介してもらうことができます。(有料)

- (5) 遺言書の内容に関する打ち合わせに必要な書類を集める。

※詳しくは最寄りの公証役場【14ページ参照】へご確認ください。

#### ①遺言者に関する書類

- 実印
- 印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- 戸籍謄本

#### ②遺産を受ける者に関する書類

- (法定相続人の場合) 戸籍謄本
- (法定相続人以外の第三者への遺贈の場合) 住民票(なくても可)

#### ③財産に関する書類

- 土地建物の登記事項証明書(又は登記簿謄本又は権利証等)、借地の場合は土地賃貸借契約書
- 土地建物の固定資産税納付通知書
- 預金通帳
- 株券

#### ④証人2名に関する書類

- 住民票など

### 2. 打ち合わせ

- (1) 公証役場に予約を入れ、上記打ち合わせに必要な書類などを持参し、公証人と遺言書の内容について打ち合わせをする。
- (2) 後日、公証人が作成した公正証書遺言の文書を確認する。

### 3. 作成当日

- (1) 作成時に必要なものを持参し、証人と公証役場へ行き、遺言者、証人が署名、押印する。その後、公証人が署名、押印する。

- 遺言者の実印
- 証人2人の立会い
- 証人の印鑑(認印可)
- 遺言公正証書作成手数料※遺言の額や内容によって決まります。くわしくは、公証役場へお問い合わせください。

本人が病気等で公証役場に出向けないなど、個別の対応を希望される場合は公証役場にご相談下さい。

# 成年後見制度申立て Q&A



## 法定後見制度 Q&A

**Q** 後見、保佐、補助のうち、どの類型で申立てをしたらよいのかわかりません。

**A** まず主治医に成年後見用の定型診断書を作成していただけるか、事前に相談してみましょ。その際に、どの類型に該当しそうか、口頭で確認できると、手続きが速やかに進みます。なお、診断書の有効期間は3ヶ月となりますので、作成の際はご注意下さい。

**Q** 申立てに必要な資料をそろえたり、申立書を書くことが大変なのですが。

**A** 弁護士に申立て手続きを委任したり、司法書士に書類作成を依頼したりすることもできます。その場合は費用がかかります。

**Q** 成年後見人等の候補者がすぐ決まらないのですが。

**A** 最終的には、家庭裁判所が適切な成年後見人等を選任しますので、候補者を挙げずに申立てる方法もあります。その場合は、家庭裁判所に登録されている専門家が選任されます。

**Q** 成年後見人等への報酬はどのくらいかかるのですか？

**A** 通常1年に1回、成年後見人等が報酬の申立をした場合、家庭裁判所の審判により、本人の財産から報酬が支払われます。報酬の額は、後見事務の内容、資産の状態等を考慮して、家庭裁判所が決定します。なお、後見業務にかかった事務費用の実費も本人負担です。

**Q** 成年後見人等の任期はいつまで続くのですか？

**A** 通常、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻されるか、または亡くなるまで、成年後見人等の仕事は続きます。申立のきっかけとなった当初の目的（たとえば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。成年後見人等を辞任するには、家庭裁判所の許可が必要となり、それも正当な理由がある場合に限られます。成年後見人等を引き受ける場合には、成年後見人等の仕事と責任について、十分理解しておくことが大切です。

## 任意後見制度 Q&A

**Q** 任意後見人への報酬はどのくらいかかるのですか？

**A** 任意後見人の報酬は、任意後見契約締結（公正証書作成）の際に、任意後見受任者との間で定めた金額になりますので、依頼する内容に応じて、よく相談して決めてください。

**Q** 任意後見人には、同意権、取消権がないのですか？

**A** はい、ありません。任意後見人の権限は、公正証書及び登記事項証明書に記載された代理権目録の範囲内で、本人の意思を尊重し、かつ、心身の状態及び生活の状況に配慮しながら、身上監護（生活療養の手配・契約）、財産管理を行います。ただし、代理権の中に「訪問販売、通信販売等各種取引の申し込みの撤回、契約の解除、契約の無効、取り消しの意思表示並びに各種請求に関する事項」を入れておくことで本人の取消権を代理することができます。

**Q** 任意後見はやめることができますか？

**A** はい。ただし、やめる時期によって手続きが異なります。①任意後見監督人が選任される前であれば、いつでも任意後見契約の解除をすることができます。この場合には、公証役場に行き、公証人の認証を受けた書面で行う必要があります。②任意後見監督人が選任され、任意後見契約が有効になっている場合には、家庭裁判所の許可が必要となります。

# 成年後見制度に関するお問い合わせ先(都内)

**法定後見制度問い合わせ・申立窓口** ※ご本人の住所地を管轄する家庭裁判所が窓口となります。

ご本人の住民票が東京 23 区内の方

東京家庭裁判所「後見センター」 03-3502-8311・(予約専用) 03-3502-5359・5369

〒100-8956 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-2

最寄駅：東京メトロ丸ノ内線・東京メトロ日比谷線・東京メトロ千代田線「霞ヶ関」駅下車徒歩3分

ホームページ：東京家庭裁判所 <http://www.courts.go.jp/tokyo-f>「東京家庭裁判所後見サイト」

## 成年後見登記について

東京法務局民事行政部後見登録課 03-5213-1360

〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第二合同庁舎

最寄駅：東京メトロ東西線・東京メトロ半蔵門線・都営新宿線「九段下」駅徒歩5分

ホームページ：<http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

## 成年後見制度の利用、成年後見人の紹介、相談など

東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会「高齢者・障害者のための電話相談」	03-3581-9110
東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」	03-3581-2201
第一東京弁護士会成年後見センター「しんらい」	03-3595-8575
第二東京弁護士会高齢者・障害者財産管理センター「ゆとり～な」	03-3581-2250
社団法人成年後見センター・リーガルサポート 東京支部（司法書士会）	03-3353-8191
社団法人東京社会福祉会 権利擁護センター「ばあとなあ東京」	03-5944-8680
社団法人家庭問題情報センター	03-3971-3741

## 任意後見制度問い合わせ先

日本公証人連合会	03-3502-8050
練馬公証役場 練馬区豊玉北 5-17-12 練馬駅前ビル3階	03-3991-4871
武蔵野公証役場 武蔵野市吉祥寺本町 2-5-11 松栄ビル4階	0422-22-6606
板橋公証役場 東京都板橋区板橋 2-67-8 板橋中央ビル8階	03-3961-1166

※公証役場は最寄の公証役場をご利用いただけます。

## 成年後見制度の相談先(練馬区の担当部署)

- ・高齢者 …………… 住所地区担当の包括支援センター
- ・知的障害者 …………… 住所地区担当の福祉事務所
- ・精神障害者 …………… 住所地区担当の保健相談所



社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会  
権利擁護センター **ほっとサポートねりま**



練馬区社会福祉協議会  
**ネリー**

〒176-0012 東京都練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階  
TEL : 03-5912-4022  
FAX : 03-3994-1224



## 事業内容

### ●一般相談（総合相談）

- ・高齢者や障害のある方、その方々を支える家族や関係者を対象に、福祉サービスの利用に関わるお困りごとの相談をお受けします。

### ●成年後見制度の利用支援

- ・一般相談：制度の説明や制度利用に必要な費用・手続に関する情報提供、制度利用に関わる相談をお受けします。
- ・専門相談：制度利用を具体的に検討されている方を対象に、司法書士が個別に相談をお受けします。「ほっとサポートねりま」まで電話でご予約ください。【相談日】毎月 原則第1水曜日 午後 予約制
- ・講演会や講座、相談会の開催
- ・後見人等のサポート

## ご利用ください！ ねりま後見人ネット

成年後見制度において、現在成年後見人等をされている方々が、後見業務に関する悩みを共有し、後見業務を円滑に行うことができるよう支援することを目的に親族後見人のサポートを行っています。情報誌の発行や親族後見人からの相談をお受けしていますので、登録を希望される方のご連絡をお待ちしています。



### ●財産保全サービス・手続代行サービス

- ・身体障害や病気などのために財産の保管を自ら行うことが困難な方、預金の払戻しや各種手続を自ら行うことが困難な方が対象です。

### ●地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）

- ・物忘れや認知症状がある高齢者や障害のある方が、適切な福祉サービスを選択し利用するための手続や支払いの支援を行います。さらに日常生活に必要な生活費の払戻しや預け入れ、公共料金などの支払いをお手伝いしたり、通帳や年金証書などの重要な書類をお預かりするなど、地域で安心して生活するためのお手伝いを行います。



- このパンフレットは古紙を配合した再生紙及び植物性大豆インキを使用しています。
- このパンフレットの用紙はリサイクル可能です。